最終更新日:2015年6月26日
ティアック株式会社
代表取締役社長　英　裕治
問合せ先:取締役　野村　佳秀
証券コード:6803
http://www.teac.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、企業は株主をはじめ地域社会を含むすべてのステークホルダーとの協調により成り立つとの基本認識に立ち、法令や規制を遵守し、継続してグループ全体の企業価値を向上させていくため、コーポレート・ガバナンスの充実、強化に努め、経営、執行、監査の体制整備を進めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
Gibson Holdings, Inc.	157,447,000	54.42
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	6,109,000	2.11
日本証券金融株式会社	3,635,000	1.26
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,433,176	1.19
オンキヨー株式会社	2,894,000	1.00
森兼　満	2,419,000	0.84
東京海上日動火災保険株式会社	2,007,380	0.69
ティアック取引先持株会	1,589,163	0.55
明治安田生命保険相互会社	1,541,434	0.53
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	1,342,000	0.46

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	Gibson Holdings, Inc. （非上場）

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数 更新	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

当社の親会社であるGibson Holdings, Inc.は、平成27年3月31日現在、当社株式157,447,000株(54.42%)を所有しており、当社は同社の連結子会社となっております。なお、同社、Gibson Brands, Inc.と当社は、平成25年3月29日付で、グループ会社としての経営上のノウハウや資源を共有し、両社の提携を通じて国際競争力を向上させることにより、企業価値を最大化させることを目的として、資本・業務提携契約を締結しております。少

数株主を含む当社の株主共同の利益のために企業価値を最大化させることを目的として当社の経営が行われる方針であることについて、資本・業務提携契約において確認されております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Gibson Holdings, Inc.は、当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に該当し、当社に対して大きな影響力を持っております。しかし、同社と当社との間で平成25年3月29日付で締結した資本・業務提携契約においては、当社の株式の上場を維持し、経営における自主性を発揮する方針であることを両社の共通認識としております。なお、当社においては、親会社からの事業上の制約はなく、独自に事業活動を行っており、当社の事業活動は親会社グループとの取引に大きく依存する状況にはありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
ヘンリー・イー・ジャスキヴィッツ	他の会社の出身者		○	○					○			
デビット・ベリーマン	他の会社の出身者		○	○					○			
ソロモン・ピチオート	他の会社の出身者		○									

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
ヘンリー・イー・ジャスキヴィッツ		―――	当社とGibson Brands, Inc.及びGibson Holdings, Inc.が締結している資本・業務提携契約に基づき推薦を受けた候補者であり、当社がギブソン・グループの一員として協業体制を構築していくためであります。
デビット・ベリーマン		―――	同上
ソロモン・ピチオート		―――	同上

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は内部監査室と定期的な情報の交換・連携を行い、取締役会等重要な会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧、内部監査室その他関係者の報告聴取などにより、取締役の業務執行につき監査を実施しております。また、監査役と会計監査人は、相互の連携を図る目的をもって必要の都度会合を持ち、監査計画、監査体制、監査実施状況などについて意見の交換を行っております。その他「財務報告に係る内部統制の評価及び監査」に関係して、立会い、会合を適宜行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
原　琢己	弁護士													
坂口洋二	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
原　琢己	○	―――	経営陣から独立した地位を有し、弁護士としての知識・経験等を社外監査役としての職務遂行に活かしていただきたいためであります。また、独立役員としての要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立した社外監査役であると判断し、独立役員に指定しております。
坂口洋二	○	―――	経営陣から独立した地位を有し、公認会計士としての知識・経験等を社外監査役としての職務遂行に活かしていただきたいためであります。また、独立役員としての要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立した社外監査役であると判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	2 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

第58回定時株主総会の決議に基づき、ストックオプションとして新株予約権を取締役に対して割当てましたが、平成21年1月に全付与者から権利放棄されております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、第67期事業報告の中の「取締役及び監査役の報酬等の額」、「社外役員に関する事項」において、取締役、監査役ならびに社外役員の報酬額を開示しています。また、有価証券報告書では「役員の報酬等」として別途開示しています。

■取締役及び監査役の報酬等の額（平成26年4月1日～平成27年3月31日）
取締役 6名 62百万円
監査役 3名 21百万円
（注）上記の人数には、平成26年6月20日開催の第66回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（社外取締役）1名を含んでおります。

■社外役員の報酬等の総額（平成26年4月1日～平成27年3月31日）
当事業年度における社外役員（6名）の報酬等の総額は、22百万円であります。

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬は開示しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、取締役会決議により平成16年6月29日をもって役員退職慰労金制度を廃止しております。
取締役の報酬限度額は、昭和62年12月18日開催の第39回定時株主総会において、年額170百万円以内（使用人兼務役員の使用人分給与は含まない）とする決議をしており、また、平成18年6月29日開催の第58回定時株主総会において、取締役の報酬等の額とは別枠として、当社取締役に対してストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額として年額85百万円を上限として設ける決議をしております。取締役個々の報酬は取締役会で了承された方法により決定しております。
監査役の報酬限度額は、昭和56年12月23日開催の第33回定時株主総会において、年額30百万円以内とする決議をしております。監査役個々の報酬は監査役会の協議によって定めております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

1. 取締役は、社外取締役（社外監査役）も出席する定時及び臨時取締役会にて、議案の事前配布による事前説明等を通じて、情報伝達を行う体制をとっています。

2. 取締役、執行役員等は、原則月1回開催される経営執行会議を通じて、重要な業務の執行状況についての報告をするための体制をとっています。なお、経営執行会議には社外取締役（社外監査役）も出席可としています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

1. 当社は、定時取締役会、臨時取締役会により、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行うとともに、取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、全取締役、監査役、執行役員等が出席する経営執行会議を開催し、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行います。

2. 顧問弁護士からは、法律上の判断を必要とする場合に、適時助言・指導を受けており、またリスクマネジメントについての助言を受けておりま

す。

3. 会計監査人につきましては、平成25年6月21日開催の定時株主総会において有限責任 あずさ監査法人が選任されております。

4. 指名につきましては、当社は取締役の任期を1年としており、前年の会社業績、取締役の執務状況、企業の継続性等を総合的に判断し、社外取締役、監査役の意見を反映して取締役の指名を行っております。

３. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社においては、法律や財務及び会計に関する相当の知見を有する複数名の社外監査役を含む監査役（監査役会）が会計監査人、内部監査室との連携を通じて行う「監査」と、客観的な視点から経営に関する専門的な知識・経験等を有する複数の社外取締役を含む取締役会による「業務執行の監督」とが協働しながら、ガバナンスの有効性を図っております。上記の体制は、当社の規模等を考えれば、企業統治を実現・確保をするために実効性があり、適正で効率的な企業経営を行えるものと判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第67回定時株主総会の招集通知を法定期日よりも3営業日前に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	第67回定時株主総会を平成27年6月19日に開催いたしました。
その他	当社ウェブサイトに招集通知をはじめ総会関係資料を掲載しております。 第67回定時株主総会の招集通知を当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトに発送日の3日前に開示いたしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	http://www.teac.co.jp/ にて開示しています。	
IR資料のホームページ掲載	http://www.teac.co.jp/ にて開示しています。	
IRに関する部署（担当者）の設置	財務部が受付窓口となり、関係部署と協力して対応しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	人々の安全、健康と自然の営みを尊重し、創意と工夫を尊ぶ企業文化のもと、記録・再生技術への探究心を原点とした事業活動を通じて、持続的発展が可能な人間社会と健全な環境の実現に貢献することを環境理念として掲げ、上記理念の全社実践を進めて行きます。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、業務の適正を確保するための体制の整備のための内部統制システム構築の基本方針を、平成27年4月24日開催の取締役会において一部改定し、以下のとおり定めております。

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(1) 取締役は、株主総会、取締役会及び関連資料等、取締役の職務の執行に係る情報について、法令・社内規程に基づき、保存・管理を行っています。
(2) 取締役社長は、上記情報の保存及び管理の監視・監督責任者として、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧できるよう保存期間管理しています。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1) 当社及び当社子会社(以下「当社企業グループ」という。)は、損失の危険の管理を統括する組織として、取締役社長を監視・監督責任者とする「ビジネスリスクマネジメント委員会」を設け、当社企業グループのリスクマネジメント業務を統括するとともに、当社企業グループ横断的な視点からリスクマネジメントの基本方針、その他重要事項の決定を行っています。
(2)「ビジネスリスクマネジメント委員会」は、当社企業グループの内在するリスクを把握、分析、評価した上で適切な対策を実施するとともに、当社企業グループのリスクマネジメント状況を監督し、定期的な見直しを行います。当社企業グループは平時においては、当社各部門及び各子会社においてそのリスクの洗い出しを行い、そのリスクの軽減化に取り組むとともに、有事においては「危機管理規程」に従い、当社企業グループ全体として対応することとしています。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 当社は、定時取締役会、臨時取締役会により、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行うとともに、取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、全取締役、監査役、執行役員等が出席する経営執行会議を開催し、当社企業グループの業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行っています。なお、経営環境に機敏に対応するため、当社は取締役の任期を1年とし、あわせて業務の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、取締役会のチェック機能を強化するため、執行役員制を導入しています。
(2) 当社企業グループの業務の運営について、取締役会は、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画及び各年度予算を立案し、当社企業グループの経営目標を設定します。各部門及び各当社子会社においては、その経営目標達成に向け具体策を立案・実行し、重要な業務の執行状況についての報告をするための体制をとっています。また、取締役会は、経営目標が当初の予定どおりに進捗しているか、業績報告を通じて定期的にチェックを行っています。
(3) 当社企業グループは、日常の業務の執行に際し、各レベルの責任者が職務権限の委譲に基づき、業務を遂行する体制をとっております。

4. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1) 当社企業グループは、「ビジネスリスクマネジメント委員会」にコンプライアンスを統括させています。コンプライアンスの推進については、「ティアックグループコンプライアンス規程」を制定し、取締役・使用人等が、コンプライアンスを重視して自らの業務運営にあたるよう、研修等を通じて指導しています。
(2) 当社は公益通報者保護法に基づく「内部通報制度」により、取締役・使用人等が社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、また行われようとしていることに気付いたときは、制度で定める「窓口部門」に通報しなければならないと定めています。会社は通報者、通報内容について開示しないものとしています。各当社子会社においても、同法若しくは適用される同種の法規、法規が無いときは同法を準用して、同等の内部通報制度を運用しています。
(3) また、「ティアックグループコンプライアンス規程」において、ティアックグループ社員は反社会的勢力・団体に対しては断固たる行動をとり、一切の関係を拒絶し、その活動を助長するような行為をしてはならない旨規定し、反社会的勢力・団体に対しては、弁護士、警察等とも連携し組織的に対応することとしています。
(4) 当社企業グループは、財務報告の信頼性を確保するために、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、財務報告に係る内部統制の有効性を評価、報告する体制を整備し運用しています。

5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1) 当社企業グループでは、各社の取締役の職務の執行に係る情報について、取締役社長を監視・監督責任者として、法令・社内規程に基づき、保存・管理を行い、必要に応じて当社取締役、監査役、内部監査室への閲覧可能な状態とする体制を整備しています。
(2) 当社は、「ビジネスリスクマネジメント委員会」が当社企業グループ全体のコンプライアンス・リスク管理を統括・推進する体制とし、当社企業グループ各社のコンプライアンス・リスク管理教育、指導を行うとともに問題点の把握に努めています。
(3) 内部監査室は、当社及び当社企業グループの組織体制の整備及び業務の執行状況を評価し、経営改善のための提言を行うとともに、不適切な取引又は会計処理を防止します。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
当社は、現在は監査役の職務を補助すべき使用人はいないが、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要に応じて専任あるいは兼任の補助スタッフを置くこととします。

7. 6.の使用人の取締役からの独立性及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
(1) 監査役の職務を補助すべき使用人の独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動等の人事権に係わる事項の決定には、監査役会の事前の同意を得るものとし、人事考課については、常勤監査役の意見を考慮して行います。
(2) 監査役の職務を補助すべき使用人が、その業務に関して監査役から指示を受けたときは、専らその指揮命令に従う体制を整備します。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
(1) 取締役は、当社取締役会規程に定める取締役会決議事項(法令に定められた事項、定款に定められた事項、重要な業務に関する事項)並びに各取締役の職務の状況についての報告をするための体制をとります。
(2) 取締役、執行役員等は、当社企業グループの重要な業務の執行状況についての報告をするための体制をとります。
(3) 取締役は、監査役の業務監査にあたり使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社企業グループの重要な業務の執行状況についての報告をするための体制をとります。
(4) 内部通報窓口への通報内容が監査役の職務の執行に必要な範囲に係る場合及び通報者が監査役への通報を希望する場合は速やかに監査役に通知します。
(5) 監査役に報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由とする不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底します。
(6)「ビジネスリスクマネジメント委員会」ほか経営執行会議下部組織は、監査役に定期的に報告をするための体制をとります。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役は、監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、当社の会計監査人と会計監査内容についての情報の交換が十分に行えるための体制をとります。
(2) 内部監査室は、監査役と定期的な情報の交換を行い、連携を図る体制をとります。
(3) 監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

上記4. (3)に記載のとおりであります。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

当社は、平成25年5月9日より、Gibson Holdings, Inc.が54.42%の当社株式を保有し当社の親会社となったこともあり、買収防衛策は導入しておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社は、コーポレート・ガバナンスを実現するための手段としての内部統制システム構築について、当社ホームページにIR資料「内部統制システム構築の基本方針の一部改定に関するお知らせ」（平成27年4月24日）」を掲載しています。

（適時開示体制の概要）

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

当社では、企業は法令や規制を遵守し、行動や運営方法を公正かつ透明なものとするなかで、株主をはじめとするすべてのステークホルダーとの協調があって成り立つという基本認識を持っております。会社情報の開示を適時適切に行うことも、その精神にかなうものと考えており、当社では情報開示に対する基本的な考えをまとめた「ディスクロージャーポリシー」を制定し、ホームページ上において公表しております。

当社では会社情報の適時開示に関する責任者として情報取扱担当役員（取締役）を設置しております。
情報取扱担当役員は、毎月開催される経営執行会議及び取締役会のメンバーであり、複雑かつ多岐にわたる経営情報の中から重要な決定事実や重要な発生事実を認識した場合には、適時開示規則や開示ガイドブックに照らし、開示が必要か否かについて関係部署と速やかに検討に入り、必要に応じて弁護士、会計監査人によるアドバイスも考慮しながら、迅速、正確かつ公正な会社情報の開示を行えるよう努めております。
また、情報取扱担当役員は、「内部情報管理及びインサイダー取引規制に関する規則」を所管しており、内部情報の管理を徹底する役割を担っております。
具体的な会社情報の開示は、情報取扱担当役員と密に連携を取り、原則として公表の方法により、当社財務部が行っております。

ティアック株式会社 コーポレートガバナンス図 （平成 27 年 6 月 26 日現在）

